

お得意様各位

**ナナオマイシン油剤あすかの使用基準設定に関するお知らせ**

この度、「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令」（平成 25 年農林水産省令第 44 号）（以下、使用規制省令）が改正され、ナナフロシンを有効成分とする外皮塗布剤に使用基準が定められることになりましたので、お知らせ申し上げます。これに伴い、弊社製品「ナナオマイシン油剤あすか」の表示事項を下記のとおり変更いたしますので、ご使用に際しましては下記変更内容をご参照くださいますようお願い申し上げます。なお、改正使用規制省令の施行後 6 カ月間は従来の包装製品が流通する可能性がございますが、施行日以降は包装表示に関わらず使用基準に従ってご使用いただけますようお願い申し上げます。

**1.改正使用規制省令施行日**

2023 年 2 月 10 日

**2.変更内容**

		改正後	改正前
ビンラベル ・個装箱		注意－使用基準の定めるところにより使用すること	—
添付文書	規制区分	抗生物質ナナフロシン外用剤 使用基準 <b>ナナオマイシン油剤 あすか</b>	抗生物質ナナフロシン外用剤 <b>ナナオマイシン油剤 あすか</b>
	使用上の注意	1. 守らなければならないこと (一般的注意) (中略) ・本剤は外用以外に使用しないこと. ・本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること.  (取扱い及び廃棄のための注意) (以下省略)	1. 守らなければならないこと (一般的注意) (中略) ・本剤は外用以外に使用しないこと.  (取扱い及び廃棄のための注意) (以下省略)

※使用禁止期間の設定はございません。

**3. 製造番号**

製造番号 538 ACB より、変更内容を反映した添付文書・包装表示となります。